

LG デジタルサイネージ延長保証サービス利用規約

LG Electronics Japan株式会社(以下「当社」といいます)は、LG製デジタルサイネージ(以下、「サイネージ」といいます)をお買い上げいただいたお客様のうち、LG デジタルサイネージ延長保証(以下「本サービス」といいます)を締結いただいたお客様に対して、以下の条件にしたがって本サービスを提供します。

第 1 条(本サービスの概要)

本サービスは、サイネージの標準保証の3年を1年または2年延長することができる有償サービスとなります。

第 2 条(本サービスの申し込み)

- 本サービスの提供を希望するお客様は、当社所定の LG デジタルサイネージ延長保証登録シートに必要事項を記入のうえ、注文書と合わせ当社へ送付し本サービスの申込みを行ってください。
- 当社は、お客様より受領した前項の延長保証登録シートと注文書の内容を確認したうえで、「LG デジタルサイネージ延長保証書」(以下「延長保証書」といいます)を送付するものとします。延長保証書がお客様に受領された時点をもって、本サービスの契約が成立するものとします。
- お客様は、サイネージのご購入日から 30 日以内に申し込むものとします。

第 3 条(本サービスの利用による修理依頼)

- 通常の使用状態においてサイネージに故障・不具合(以下「故障等」といいます)が発生した場合、お客様は当社のカスタマーセンターにご連絡してください。
- 当社からサイネージの送付先をご案内いたしますので、商品を段ボール等に梱包して着払いでお送り下さい。

第 4 条(本サービスの作業手順)

- 当社はお客様から送付されたサイネージの点検・調整・修理を行ったうえで、お客様に返送します。
- サイネージ上で稼働するファームウェアがバージョンアップされている場合は、そのバージョンアップ後のファームウェアをインストールする場合があります。

第 5 条(適用除外)

次の各項に該当する作業及び故障等は、本サービスの対象外とします。

- 次の事由に起因するサイネージの故障等
 - 取扱以上の不注意または誤用もしくは不十分な電源や特殊環境下での使用など、お客様の故意または過失による故障等
 - 当社および当社が指定する者以外の第三者による改造、分解、修理等による故障等
 - 当社が指定する部品または消耗品以外の使用による故障等
 - 火災、風水害、地震、落雷等の天変地異その他これに類する災害による故障等
 - 寿命部品や消耗品の自然消耗、摩耗、劣化などにより部品の交換が必要な場合(例 残像現象や輝度の低下等の液晶パネルおよびバックライトの経時による劣化、電池やファンの交換等)
 - 電池の液漏れ、または、指定外の電池の使用による故障・損傷
 - サイネージに接続している機器、ケーブルおよび消耗品に起因するサイネージの故障・損傷
- サイネージに付属するリモコン、ケーブル、電池等の付属品の修理・交換・供給
- サイネージに接続されるパソコン・周辺機器等の点検・調整・修理
- サイネージに接続されるパソコン・周辺機器等のソフトウェアの操作方法等の問合わせ
- アプリケーションソフトウェアのバグ・不具合の修復
- サイネージの故障等による取り外し・取り付け作業および費用
- その他当社が指定するもの

第 6 条(交換部品の所有権)

第 4 条第1項の点検・調整・修理時にサイネージの部品を交換した場合、取外した部品の所有権は当社に帰属します。

第 7 条(本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、延長保証書に記載される期間(標準保証期間を含め4年間または5年間)とします。

第 8 条(本サービスの料金)

- お客様はご契約いただいた本サービス料金を販売店にお支払いください。
- 本サービスが第 13 条 2 項または第 15 条により第 7 条に定める提供期間の満了前に中止された場合であっても、当社は、お客様に本サービスの料金を返金しません。

第 9 条(本サービスの対応不可時の対応)

当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合、お客様と協議の上、当社の選択により以下のいずれかの対応をさせていただきます。

- 本サービスの料金の返金(提供期間満了日までの残存日数を日割した額の返金)
- 本サービスの対象となっているサイネージと同等機種への交換(機種変更した場合でも本サービスの提供期間を継承します)

第 10 条(賠償責任)

サイネージの使用または使用不能により生じた直接、間接の損害については、一切の補償をいたしません。

第 11 条(第三者への再委託)

当社は、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができます。

第 12 条(秘密の保持)

当社およびお客様は、本サービスに関連して知り得た相手方の情報を、書面による相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、本サービス履行の目的以外に使用し、または第三者に使用させる等の行為をしてはならないものとします。ただし、当社は、自らの再委託先にお客様の情報を開示し、使用させることができます。

第 13 条(反社会的勢力の排除)

- 当社およびお客様は、自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)でないことおよび今後も反社会的勢力に属さないことを表明・保証します。
- 当社およびお客様は、本サービスに関連して、次の各号の一に該当する行為をしてはならないものとします。
 - 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、もしくは相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと、または偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - 反社会的勢力である第三者をして前号の行為を行わせること
 - 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

第 14 条(権利譲渡等の禁止)

お客様は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本利用条件に基づく一切の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または承継させてはならないものとします。

第 15 条(本サービスの中止)

- サイネージの破損、滅失等が基たしく、本サービスの実施が不相当であると客観的に判断される場合、サービス期間中といえども、当社はお客様に対してその旨 通知することにより、本サービスの提供を中止することができます。
- お客様が本利用規約に違反した場合、サービス期間中といえども、当社は何らの通知催告を行うことなく、本サービスの提供を中止することができます。
- 前 2 項に基づく本サービスの提供の中止に関し、当社は何らの責任も負いません。

第 16 条(不可抗力免責)

天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故、その他の不可抗力または不可抗力に準じた当社の責に帰することのできない事由により保守サービスの全部または一部につき履行遅滞または履行不能が生じた場合、当社はその責を負いません。

第 17 条(紛争解決)

- 本利用条件に定めのない事項または本利用条件の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえこれを解決します。
- 前項の協議によって解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

延長保証サービスお申込み先

LG エレクトロニクスジャパン カスタマーセンター

050-3188-3999

【受付時間】9:00 - 18:00 (日曜・祝日及び年末年始など当社指定日を除く)